

福島県災害弔慰金等負担金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項及び第8条第1項の規定により、市町村が実施する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給事業（以下「事業」という。）に要する経費について、法第7条第1項及び第9条の規定により、当該市町村に対し災害弔慰金負担金及び災害障害見舞金負担金（以下「負担金」という。）を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

1 災 害

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「政令」という。）第1条第1項に規定する災害をいう。

2 災 害 弔 慰 金

市町村が災害によって死亡した住民（災害の際、現にその場にあわせた者が、当該災害のやんだ後3か月間その生死がわからない場合には死亡したものと推定する。以下同じ。）の遺族（法第3条第2項に規定する遺族をいう。）に対して支給する弔慰金をいう。

3 災 害 障 害 見 舞 金

市町村が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害のある住民に対して支給する障害見舞金をいう。

4 災 害 関 連 死

当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、法に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）をいう。

(負担金交付対象経費)

第3条 負担金の交付対象となる経費は、法第3条第1項及び第8条第1項の規定により、市町村が行う災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に要する経費とする。

(負担金の基準額及び交付額)

第4条 負担金の基準額は次のとおりとする。

1 災害弔慰金負担金の交付の基準額は、死亡者1人につき、その死亡者が死亡当時において災害弔慰金を受けることができる者の生計を維持していた場合にあっては、500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。

ただし、市町村が支給する弔慰金の額がこの基準額を下まわる場合は、その額を負担金交付の基準額とする。

2 災害障害見舞金負担金の交付の基準額は、障害者1人につき、その障害者が障害を受けた当時において、その属する世帯の生計を維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

ただし、市町村が支給する見舞金の額がこの基準額を下まわる場合は、その額を負担金交付の基準額とする。

2 負担金の交付額は基準額に4分の3を乗じた額とする。

(負担金の交付申請)

第5条 負担金交付対象の市町村が負担金の交付を受けようとするときは、事業の実施要件が生じた日から起算して90日以内に負担金交付申請書(様式第1号)正副2部を知事に提出するものとする。

ただし、特別の事情により90日以内に負担金交付申請書を提出できない場合は、知事と協議のうえ期日を延長することができる。

2 当該年度の事業に係る負担金交付申請書の提出最終期日は1月末日とする。

(負担金の決定、交付)

第6条 知事は、負担金交付申請書を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときはすみやかに負担金の交付額を決定し、交付するものとする。

(負担金の決定通知)

第7条 知事は、負担金の交付を決定したときは、すみやかにその決定の内容及び条件を付し、当該市町村に負担金交付の決定通知をするものとする。

(負担金交付の条件)

第8条 負担金交付の対象となる災害弔慰金の支給事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 事業を行う市町村は、事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(様式第2号)並びに事業の状況、その他事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿を備え付け、これを事業完了後5年間保管しなければならない。

(事業遂行の指示等)

第9条 知事は、負担金交付後当該市町村が負担金交付に伴う事業を遂行していないと認めるときは、当該市町村に対しこの事業の遂行すべきことを指示するものとする。

(負担金変更交付申請)

第10条 負担金交付決定後、事情の変更により申請内容を変更する場合は、負担金変更交付申請書(様式第3号)正副2部を知事に提出しなければならない。

(申請書の取下げ)

第11条 負担金交付申請書を取り下げる場合は、負担金交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

(実績報告)

第12条 負担金交付事業の実績報告は、負担金交付決定の日の翌日から起算して30日以内に事業実績報告書(様式第4号)正副2部を知事に提出しなければならない。

(負担金の額の確定)

第13条 知事は、前条により報告を受けた場合は、その報告書の内容を審査し、又は必要に応じ現地調査等を行い、当該事業に係る負担金交付決定の内容並びにこれに付した条件等について調査し、適正と認めるときは負担金交付額を確定し、当該市町村に通知するものとする。

(是正のための措置)

第14条 知事は、第12条の規定により報告を受けたときは、事業実績報告書の内容が負担金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業が負担金交付の内容及び条件に適合する措置を講ずるよう指示するものとする。

(負担金交付決定の取消し)

第15条 知事は、負担金を交付した市町村が負担金交付の目的以外に使用した場合、負担金交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法、政令又はこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したときは当該負担金交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(負担金の返還)

第 16 条 知事は、前条の規定により負担金交付の決定を取り消した場合は、当該市町村に対し期限を定めて当該負担金の返還を命ずるものとする。

2 前項により当該市町村が指定期限までに返還しない場合は、指定期限の翌日から返還する日までの期間に対し年 8.25 % の延滞金を加算する。

(災害関連死調査表)

第 17 条 市町村は、審査会等により災害関連死の判定を行ったときは、当該年度の 3 月 31 日までに災害関連死調査表(様式第 6 号)を知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 51 年 2 月 4 日から施行し、昭和 51 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 52 年 9 月 10 日から施行し、改正後の要綱は昭和 52 年 9 月 1 日以後に適用する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 6 月 10 日から施行し、昭和 53 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 7 月 16 日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項の規定は、昭和 55 年 12 月 14 日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 2 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 10 月 22 日から施行し、改正後の第 4 条第 1 項第 1 号の規定は平成 3 年 6 月 3 日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 4 条第 1 項第 2 号の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 6 日から施行する。